

基本構想策定の背景

■策定の経緯と目的

経 緯

- ・最初の史跡整備から60年以上が経過し、施設の老朽化が進行
- ・隣接する浜松市博物館も老朽化が進行、一体的な再整備が必要

目 的

- ・史跡が持つ価値や構成要素を明確にした上で、適切な保存活用を進める上での基本方針や方向性、取扱い基準等を定める
- ・次世代へ確実に継承するために必要な諸事業について検討し、将来のあるべき姿を示す

■蜷塚遺跡の概要

遺跡の特徴

- ・縄文時代後晩期の集落跡で、貝塚、建物跡、墓等が環状に検出されている

発掘調査

- ・1～4次（1955～1958年）
- ・5～6次（1982年）

史跡整備

- ・1期（1957～1964年）
- ・2期（1977～1982年）

史跡指定

- ・当初（1959年）
- ・追加（1984年）

■史跡の価値

本質的価値とその構成要素

- ・東海地方を代表する縄文時代後期の貝塚を伴う環状集落（貝塚・建物・墓等の遺構）
- ・縄文時代後晩期の生活文化を網羅する豊富な人工遺物
- ・葬送儀礼や習俗の状況がうかがえる人骨と関連資料
- ・内湾性の貝や魚を中心とした豊富な食料を跡付ける動物遺存体
- ・食生活や生業の推移が復元できる情報の集積

■現状と課題

調査研究

- ・発掘調査が部分的で遺跡全体像が不明
- ・発掘調査の時期が古く記録が断片的
- ・既存出土品の再整理・再分析の停滞
- ・最新の研究水準に基づく遺跡の再評価が進んでいない 等

保存管理

- ・樹木の高木化による遺構損傷の懸念
- ・保護層の厚さが不明で劣化の懸念
- ・貝塚の範囲や地下遺構の正確な位置が特定できていない
- ・貝塚断面とその見学施設の劣化の進行
- ・指定地内に民有地が存在 等

活 用

- ・史跡ガイド事業の不足
- ・博物館における史跡の紹介の不足
- ・市民主体の活動が盛んではない 等

整 備

- ・既存の公園樹木や工作物が景観を阻害
- ・サイン類の不足、内容や形状の不統一
- ・遺構の復元や表示が不十分で、見学者が遺跡の内容を理解しにくい
- ・指定地内に建築物が存在 等

運営体制

- ・草刈り等日常管理の資金・人材の不足
- ・専門的見地から助言する組織の継続等

保存活用の基本方針

■目指す姿

国の史跡を未来に向けて確実に継承するとともに、縄文時代の貝塚を伴う環状集落に関する調査研究を進め、その本質的価値を顕在化させることで、多くの人々が遺跡の魅力を感じられる姿を目指す

■基本方針

調査研究 これまでに発掘調査された遺構や出土品等を検証するとともに、最新の研究手法に基づく調査研究や発掘調査等を通じて蜷塚遺跡の再評価を行い、史跡の価値を高める。

保 存 周辺環境との調和をはかり、遺跡の本質的な価値を将来にわたり確実に継承できるように最大限留意し適切な保存・管理を行う。

活 用 調査研究を通じて得られた遺跡の本質的な価値を分かりやすく伝えとともに、縄文文化を学ぶ機会を広く提供する。

整 備 蜷塚遺跡の本質的価値の保存に留意し、都市集客核として縄文時代の景観と暮らしが体感できる整備を進める。

運営体制 史跡の目指すべき姿を実現するため、行政だけでなく市民・企業・学校・研究機関と連携した運営体制を構築する。

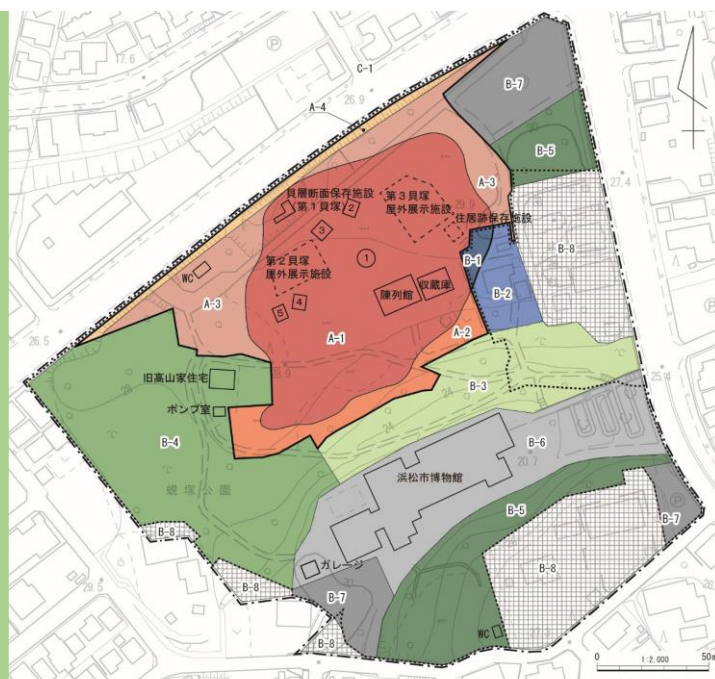
事業の方向性と方法

■保存管理

- 方向性** ・恒久的な遺構・遺物の保存と継続的な調査研究
・円滑な指定地の管理
・史跡の価値と構成要素の整理
- 区域区分** A区：史跡指定地
B区：史跡隣接地
C区：史跡周辺
- 現状変更** ・内容ごとに取扱い方針の整理
- 植生管理** ・段階的な観賞木の除去
・道路や住宅への安全配慮 等
- 追加指定** ・指定と公有地化の方向性整理
- 防災計画** ・危機管理体制の構築
・災害発生時対応の方向性整理

■活用

- 方向性** ・調査研究成果にもとづく史跡の重要性の周知啓発
・学校教育、生涯学習への活用
・佐鳴湖等周辺の景観や、周辺の歴史資源と連携した活用
・市民協働による地域の憩いの場としての活用
・さまざまな手段による情報発信
- 博物館** ・サイトミュージアムとして関連展示の拡充や活用事業の拠点化



史跡指定範囲		埋蔵文化財包蔵地		公園範囲		公園供用範囲	
A 史跡指定地		B 史跡隣接地		C 史跡周辺			
1 史跡中部部（遺構埋蔵範囲）	A-1	1 史跡南東部隣接地	B-1	5 史跡外縁部の緑地（公園）	B-5	1 史跡の重要性を示す地形等が残る範囲	
2 史跡南部（斜面）	A-2	2 史跡南東部隣接地	B-2	6 博物館施設地	B-6		
3 史跡東部及び西部	A-3	3 史跡南部隣接地（一部公園）	B-3	7 便益施設区域（駐車場）	B-7		
4 史跡北縁（道路沿い）	A-4	4 史跡西部隣接地（公園）	B-4	8 神社境内・住宅地	B-8		

事業の方向性と方法

■整備

方向性・文化財保護上の価値の総括的記録作成、評価（第1期）

- ・本質的価値（考古学的価値）の保存を前提とした価値の顕在化（縄文時代集落景観の顕在化、第1期）

①縄文時代の景観再現を阻害している要因の撤去

②貝塚を伴う環状集落の景観を顕在化させるための付加的な整備

- ・史跡の景観の向上（縄文時代集落景観の維持向上、第3期）
- ・佐鳴湖など史跡の形成に深く関わる周辺景観の理解を深める（第3期）

【第1期】令和4～8年度

- ・整備基本計画の策定
- ・過去の出土資料や調査記録類の再整理
- ・過去の保存整備事業の検証
- ・屋外展示遺構の保護状況の把握と対策
- ・景観を阻害する工作物や植栽等の整理
- ・サインの整理と一部整備
- ・動線のユニバーサルデザイン化
- ・貝塚の面的表示（暫定）の整備

【第2期】令和9～13年度

- ・過去の保存整備事業の総括
- ・貝塚範囲等の確認調査の実施
- ・第1貝塚貝層の定量分析
- ・土壌・人骨等の自然科学分析
- ・サインの一部整備
- ・VR・AR等の導入
- ・保存活用計画（2次）の策定
- ・総括報告書の作成

【第3期】令和14～26年度

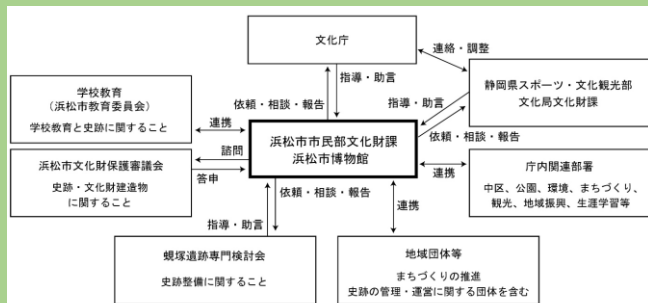
- ・整備基本計画（2次）の策定
- ・サインの一部整備
- ・貝塚の正確な規模の表示の整備
- ・貝層断面保存施設の再整備
- ・住居跡の復元整備
- ・土坑墓の復元整備
- ・縄文時代的植生の整備



■運営と体制整備

方向性・調査研究と専門検討会等の継続により、史跡の保存・活用を適切に進める

- ・庁内検討会の継続により、史跡の保存、活用、整備のための体制整備を図る
- ・地域住民等との意見交換を継続して行い、市民のニーズの把握と協働事業の展開を図る



実施計画

令和4～8年度を第1期、令和9～13年度を第2期、令和14～26年度を第3期とし、各施策の全体計画及び短期計画（5年）を定める

経過観察・短期計画終了時（令和8年度）、保存活用計画最終年（令和13年度）、浜松市総合計画目標年度（令和26年度）に専門委員会への実績報告により実施

- 今後の課題**
- ・史跡の保存活用の充実に向けた整備の推進
 - ・誰もが訪れやすい史跡づくり
 - ・地域のまちづくりとの連携